

不当労働行為事件の審査の状況

(令和3年(1月～6月))

1 取扱状況

令和3年上半期の係属事件は5件で、うち新規申立てが2件、前年からの繰越しが3件であった。

(単位：件)

年	区分	係属件数			終結件数	継続・繰越し
		前年繰越し	新規申立て	計		
29		－(－)	3(6)	3(6)	－(1)	3(5)
30		5(5)	2(3)	7(8)	1(4)	6(4)
31・元		4(4)	2(2)	6(6)	2(4)	4(2)
2		2(2)	－(2)	2(4)	－(1)	2(3)
3		3	2	5	1	4

(注) 括弧書は、通年の件数

2 終結状況

令和3年上半期に終結した事件は1件で、一部救済を命令した。

(単位：件)

年	区分	取下げ・和解				命令・決定					計
		取下げ	無関与和解	関与和解	小計	全部救済	一部救済	棄却	却下	小計	
29		－(－)	－(－)	－(1)	－(1)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(1)
30		－(－)	－(－)	－(2)	－(2)	－(－)	－(1)	1(1)	－(－)	1(2)	1(4)
31・元		－(－)	－(－)	2(2)	2(2)	－(1)	－(－)	－(1)	－(－)	－(2)	2(4)
2		－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(－)	－(1)	－(－)	－(－)	－(1)	－(1)
3		－	－	－	－	－	1	－	－	1	1

(注) 括弧書は、通年の件数

無関与和解：当事者の自主的な交渉により解決したもの

関与和解：労働委員会が関わった交渉により解決したもの

3 終結事件の概要等

終結状況	申立ての概要	申立日	調査	終結日	審査期間	命令の概要
			審問			
一部救済	被申立人が、①誠実に団交に応じなかったこと、②組合との確認書に反する給与規則変更を行ったこと、③組合員に手当を支給しなかったこと、④組合員の教育職員検定申請の必要書類に勤務状況がやや不十分である旨等の記載を行ったこと、が不当労働行為であるとして手当相当額の支払及び誠実団交等を求めたもの。	令和元・6・20	5回	令和3・4・14	1年10箇月 (665日)	②は申立期間徒過により却下、③は棄却、①及び④は不当労働行為と判断。 被申立人に対し、今後このような行為を繰り返さない旨の文書を申立人組合に交付するよう命じた。